

## 土木技術者の社会的責任

赤木 俊 允

41年度版建設白書は、公共建設工事価格の値上がりとその主原因である現在の入札制度とを公式に批判したものととして、ジャーナリズムにも取り上げられてきた。白書は、「公正競争の推進」という項目をあげ、控え目の口調で現状分析を試みているが、これはわれわれ土木技術者が無関心に見過ごしてよいことではない。

日本の建設業界では入札前の談合が常識といわれ、発注官公庁側もこれを黙認しているといわれる。白書は建設市場の特殊性から公正な競争を行なうことが困難な現状であるとするが、ジャーナリズムは、国民の血税と国債発行で得た資金とを公共建設事業に注入している以上、現在のいわゆる制限付入札制が談合の温床となり、それが工事価格をつり上げているのではないかと、と手厳しい態度を示している。たとえば朝日新聞（8月17日）は、物価対策上根深い大物の因子としてつぎのように鋭い疑いの目を向けている。「ダム等の大きな土木工事入札は、業界実力者の委員会が受注業者を事前に調整しているといわれる。工事が連続的に行なわれる道路工事の場合は、一段と談合するのに都合がよい。高速道路建設の工事受注は機械的に順番が決まっているといわれるほどだ。談合がかなり広がっているため、ほとんどの落札価格が官公庁側の予定価格すれすれとなり、競争入札制度が有名無実になっていることは、会計検査院でも認めている。ここ5年間、鉄鋼、セメント等の建設資材がほぼ横ばいを続けているなかで、建設省の工事価格は30%も上っている。

白書も砂利、木材等の資源的材料以外の資材費は、値下がり傾向にあることを明確に示しているが、白書に掲げられた三要素（労務費・資源的資材費・その他の資材費）のみで、工事費の値上がりを一般国民に説明することは困難ではないかと思われる。

そこに世間の疑惑が深まるゆえんがあるのかもしれない

いが、新聞（同上8月17日）は、さらに訴える。『現にイギリス以外の欧米諸国では、ほとんど一般競争入札制度をとっている。だが「だれでも入札できる競争入札制に切りかえたら、建設省等の工事発注官庁は、指名権などの権限がなくなってしまう」と、建設白書を出した当の建設省自体が動きそうにない。制度改善の方向が出ていながら実行されないのは、大きな談合入札に政治家が介入していることにも原因がある、と建設省の某幹部はいう』。

入札前の談合が刑法上是か非かの問題はさておき、このような事態が存在すれば「入札前に工事を落札」することも可能となる。非常に特殊な工事には、それを専門とする特殊な能力をもった業者に指名施工させることが、最も合理的、経済的である場合が生じるかもしれない。事実、特殊な高度の技術のみを提供する純粋なコンサルタントは、その本質上指名制によるのが本来の姿であろう。しかし一般の建設事業に関しては、完全な自由競争入札制に基づき、最も経済的に最良のものができるといった態勢を整えるのが、莫大な公共資金を預かる発注側の責任でもあろう。そこに利権が生じ、リベートが動き、醜い政治屋の汚い手が公共投資の効率と建設工事の質とを下げるように「指名権」を濫用しているとすれば、由々しきことである。

朝日新聞（11月1日）はある建設業者の談話として、つぎのように報じている。『——公共工事の大半は業者の内々の話合いで順送りに決められる。ところが、ときには発注者（建設省、公団、国鉄等）が業界の談合世話役に対して契約業者を〇〇組にしようと、ひそかに指定してくることがある。われわれ業者はこれを「天の声」または「御託宣」といっている。競争入札の原則を発注者がみずから破るのは、発注者に有力政治家の圧力が加かったからだろう。われわれは「〇〇組も相当カネを使ったな」と苦笑しながら、御託宣どおりに〇〇組に落札させてやる。もちろん表向きには〇〇組が競争入札で工事をとったことにしておきますよ——』。

もしこの談話が現状を示すものであるとすれば、そこに潜在するものの考え方に何か狂ったものがありはしないだろうか。パソコンで暗躍する黒い霧がわれわれの従事する土木事業にのびよっているとすれば、われわれは土木技術者としてただ「苦笑しながら」われ関せずと腕をこまねいているわけにはゆかないはずである。公共土木事業は政治・経済の場においてのみ成り立つもので

はあっても、われわれ技術者が、政治屋・経済屋の意のままに動く有能なロボットであってよい理由はどこにもない。われわれには、土木技術を駆使する専門家として、われわれの仕事が真に公共の利益のために、最大の利益を生むような方法で遂行されているかどうかを、ごまかしなく見守る責任がある。専門家としての最新の知識と最高の技術は、両刃の剣である危険を常にもつことも忘れてはならないことであろう。そこに専門家同士の正しい批判的態度と社会の福祉に対する高度の倫理性とが要求される理由があり、その所属する社会の利益を積極的に保護する義務が生じてくるわけでもある。この責任と義務とが遂行されない限り、技術者の社会的地位が向上する理由もないのであろう。

過去数年間、筆者が見聞してきたアメリカの土木技術者の世界では、そうした専門家としての自覚と誇りとが、また良識ある社会人としての尖鋭な意識が、個々のエンジニアのはっきりしたバックボーンとなっていたよ

うに思う。それは専門家同士のごまかしを許さない厳しい試練と淘汰の世界でもあった。

明治初期の暴力団と組んだ縄張り争いに始まって、請負師間の談合金による手打ち式に「進歩」し、今やと準紳士協定的な談合と部分的な競争入札制の段階に発展してきたところに、わが国建設企業の近代化の歩みがかがわれるが、これはさらに合理的な、また倫理的にももっとすっきりした形態に展開してゆかねばならないのであろう。その過程においていくつかの解決されねばならない問題が根強く横たわっているが、その中の一問題として、土木技術者の専門家としての意識・社会に対する責任と義務という命題が、もっと真剣に考えられねばならない時期が、今や世界一流の技術水準を誇る日本の土木界にも到来していると考える。

(筆者・正会員 東洋大学助教授)

<特集・終>

■ 建設機械施工技術検定受験者・土木関係技術者におくる ■

# 建設機械と施工法

日本建設機械化協会編 編集委員長 工学博士 伊丹康夫

B 5判 360頁 定価 1,800円

建設工事が大型化され、スピード化され、またその品質の確保や仕上りの経済性を要求され、その設計や施工にたづさわる現場技術者の責任は重くなり、現場で遭遇するいろいろな問題点に対して絶えず研究や努力が必要となります。本書は土木・建築の現場管理者として、初級技術者、建設機械施工技術検定試験の受験者に最適の書である。殊に多数の図版と図表土木・建築の用語集は読む人の理解を容易にするものである。

■ 主要目次 ■ 建設機械と施工法 機械化施工の基礎知識 機械化施工の運営管理 建設機械概論 施工法 付録

## ボーリング用泥水

理学博士 沖野文吉 著

A 5判・298頁 定価 1,200円

■ 主要目次 ■ 泥水のご概念とその歴史 泥水比量の諸問題 粘性、イールドバリュウ、ゲルストレンクス 泥壁形成性 ソリッドコンテンツ 泥水試験法 崩壊および崩壊防止 抑留および抑留対策 逸泥防止対策 分散解こう剤 ベントナイト泥水 エマルジョン泥水 クロム泥水 塩水泥水 カルシウム系泥水 オイルベースマッド 鉱山探鉱ボーリング用泥水 付録 油井用セメント等々

技報堂新刊案内

東京都港区西久保桜川町七  
電 (591) 二二七七